

## 2019 MINI CHALLENGE JAPAN レース参加規約（レンタル・レースカー・プラン）

### 1 内容

- 1.1 この参加規約（以下、「本参加規約」といいます）は、当社が主催・運営する MINI CHALLENGE ASIA. JAPAN シリーズ 2019（以下、「本シリーズ」といいます）に、お客様がレンタル・レースカー・プランを利用して参加(エントリー)される際に適用される当社との間の契約諸条件を定めるものです。参加お申込みの際は、この参加規約及び関連説明書類をよくお読みになり、理解された上で、お申込み頂くようお願い致します。お客様が当社所定のドライバー登録申込用紙（兼同意書）を当社宛に提出された場合には、この参加規約、関連説明書類、及び日本自動車連盟（JAF）の関連規則の内容を予め承諾し同意されたものとみなさせていただきます。
- 1.2 この参加規約記載の条項と、その他の条件に矛盾、齟齬がある場合には、書面による当社の合意がない限り、この参加規約の条項が優先するものとします。

### 2 定義

- 2.1 この参加規約において、条項内に別段の定めがない限り、次に掲げる用語は下記を意味します。

本シリーズ：当社が主催・運営する MINI CHALLENGE ASIA. JAPAN シリーズ 2019 を意味します。本シリーズは、日本自動車モーター協会（JAF）が公認した自動車レースシリーズで、年間数回の個別大会から構成され、各レースは複数のレースから構成されます。

お客様：当社が主催する本シリーズについて、当社所定のドライバー登録申込用紙（兼同意書）を当社宛にご提出することにより、レンタル・レースカー・プランを利用してエントリーされたお客様（個人、企業または団体を含む）を意味します。お客様によるレンタルレースカープランによる本シリーズへの参加（エントリー）には、以下の2つのエントリー形式があり、この参加規約はその両方のお客様を対象とします。

① レンタル・レースカー・プランでのエントリー（通常参加）  
※年間エントリープランとスポット参戦プランの両者を含む

② オーディション選考によるレンタル・レースカー・プランを用いたエントリー（特別参加）

当社：本シリーズの運営主体であるジオミックモータースポーツ（株）を意味します。

適用対象：この参加規約は、本シリーズに上記①②のいずれかの形式（いずれもレンタル・レースカー・プラン）でエントリーされたお客様に対して適用され、お客様が本シリーズに参加するための申込書（ドライバー登録申込用（兼同意書））を提出された時から適用します。

- 2.2 この参加規約の各条項の見出しは、便宜上のものであり、条項の解釈・適用に影響を与えるものではありません。

### 3 レースの運営・諸条件

- 3.1 当社は、本シリーズに申込み、所定の参加費用の全額を支払われたお客様に対し、日本自動車連盟（JAF）により公認されたレース・イベントである MINI CHALLENGE ASIA. JAPAN シリーズ 2019 への参加を認めません。
- 3.2 本シリーズを構成するレース・イベントは、日本自動車連盟（JAF）の規則により定められた内容のものとなります。お客様（お客様がチームとして構成される場合には、チーム、ドライバー、その他チームの全メンバーを含みます）には、この参加規約、関連説明書類のほか、日本自動車連盟（JAF）の関連規則にも拘束されることを予め同意して頂きます。
- 3.3 本シリーズへの参加に関する諸条件は、この参加規約に定めるもののほか、当社が提示する参加説明書類（以下、併せて「参加説明書類」といいます）に記載されたとおりとし、参加説明書類もこの参加規約の一部を構成するものとし、事前に内容を十分ご理解、ご了承下さい。
- 3.4 本シリーズへの参加に関し、使用車両に付保する保険については、オプションでの加入となります。但し、オプションでのレースカー保険に加入されないお客様は、本シリーズ中の使用車両の事故により被る損害についてはすべて自己負担となるほか、これにより当社に何らかの損害が発生した場合には、その全額を自己負担により賠償頂くこととなりますので、予めご了承下さい。
- 3.5 当社が必要と判断した場合には、お客様に対して予告することなくこの参加規約又はその他の関連規則の内容を変更することがあります。また、予期せぬ事態の発生や安全の確保のため、本シリーズを構成する大会やその関連イベントをキャンセルまたは変更させて頂くこともあり、その場合には、下記 4. 4 により参加費用を返還する場合を除き、その結果によって損害が生じた場合についても当社は責任を負いません。
- 3.6 本シリーズについては、参加説明書記載のとおり、賞金と副賞が設定されておりますが、副賞については事情の変更等の事情により変更・取り消される場合がありますので、予めご了承下さい。
- 3.7 本シリーズについて、マスコミ各媒体によりなされる報道の内容については、当社は一切責任を負いません。

### 4 参加費用及びその支払い

- 4.1 お客様には、本シリーズに参加して頂くために、別途当社が定めた参加費用を所定の方法に従ってお支払い頂くことに同意して頂きます。参加費用の支払い後は、下記 4. 4 に定める場合、及び当社が特別に書面により認める場合を除き、お支払金の返還はできませんので予めご了承下さい。
- 4.2 お客様が所定の期限内に所定の参加費用をお支払いされなかった場合には、お客様によるお申込み（エントリー）は取消しとなりますが、当社は、お客様がエントリーされた参加枠を他の参加者に再割り当てをするよう努力をさせていただきます。但し、エントリーの再割り当てをする参加者が存在せず、エントリーの再割り当てができなかった場合は、参加費用の全額についてお客様にお支払い頂くこととなりますのでご了承下さい。また、お客様が参加費用のお支払いを遅延されることがあった場合には、当社は将来のレースへの参加申し込みを拒否させて頂く権利を留保させていただきます。
- 4.3 お客様の自己都合やお客様に起因する事由による本シリーズ内の大会、又は各大会内のレースへの不参加又はキャンセルについては、お支払済みの参加費用は返還されないほか、お客様には当社がこれにより被る損害の賠償義務が発生致します。
- 4.4 本シリーズ内を構成する大会が、何らかの事由により開催前にキャンセルとなった場合（お客様に起因する事由による場合は除く）には、未開催の大会について、関連説明書記載のスポット参戦費用の記載に従って参加費用（年間エントリープランをご利用のお客様については、上記スポット参戦費用をもとにシーズン価格総額に按分した価格）を返還致します。
- 4.5 お客様が本シリーズの参加費用に含まれない別サービス（部品の供給等）の提供を当社から受けられる場合には、当社所定の別料金を所定の方法に従ってお支払い頂きますので予めご了承下さい。
- 4.6 お客様による支払いが遅れた場合には法定利率による遅延損害金が発生しますので予めご了承下さい。

## 5 参加契約の解除

5.1 当社は、お客様に以下のいずれかの事態が発生した場合には、お客様による本シリーズへの参加を何らの催告を要することなく解除させていただきます。この場合には、お支払い済みの参加費用は返還致しません。また、これにより当社が被った損害の賠償を請求させて頂くこともあります。

- (1) お客様がこの参加規約、この参加規約を構成する参加説明書類記載の義務、又は日本自動車連盟（JAF）が定める本シリーズに係る規則に違反したとき。
- (2) お客様が破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始の申立てを行ったとき。
- (3) お客様が支払不能の状態に陥ったとき、又は支払を停止したとき。
- (4) お客様が業務を中断したとき。
- (5) お客様が当社に対して不合理なサービスを要求したとき。
- (6) その他、お客様において本シリーズへの参加が困難又は不可能となる明確な事由が発生したと当社が判断したとき。

## 6 参加枠の第三者への譲渡・再割り当ての禁止

お客様は、当社の書面による承諾なしに、本シリーズへのエントリー枠を第三者に譲渡し、又は再割り当てすることはできません。

## 7 参加による責任

- 7.1 本シリーズ中の各大会、又は各大会中の各レースにおけるお客様の参加車両の衝突及び操作ミス等により、お客様の参加車両、他の参加者の車両、レース場（サーキット）の諸設備・機器等に対し損害が生じた場合には、すべてお客様の責任と負担で解決して頂きます。また、当社に対して損害が生じた場合には、その一切の損害を賠償して頂きます。
- 7.2 本シリーズ中に発生するお客様のお怪我などの人損（死亡事故を含む）、他のお客様への傷害に対する責任は、すべてお客様の自己リスクによる自己責任となりますので、予め十分ご了承下さい。
- 7.3 お客様が二人以上のメンバーで構成されている場合（申込者、ドライバー、その他のチームスタッフなど）には、チーム構成員全員がこの参加規約に同意し、義務を果たさなければなりません。

## 8 不可抗力

地震、津波、豪雨、雷、台風、竜巻その他の天災事変、戦争、施設の火災、停電、ストライキなど（但しこれらには限定されません）の不可抗力の影響により、当社またはお客様がこの参加規約に定める義務を履行できなくなる場合は、契約違反とはみなされません。

## 9 権利の不放弃

お客様によるこの参加規約の違反について、当社がお客様への権利行使を放棄する場合があっても、お客様によるその後の条項違反に対する当社の権利までを放棄するものではありません。また、当社による権利の放棄は、書面によるなされるものに限り有効です。

## 10 一部条項の無効の場合の取扱

この参加規約のいずれかの条項が、法令、管轄当局による措置などにより無効となった場合においても、他の条項の有効性には影響を与えないものとします。

## 11 著作権等

当社は、本シリーズの開催・運営、及びそれに関連するサービス・設備の提供に関連して発生するすべての著作権およびその他の知的財産権を当社の権利として留保し、当該権利の侵害を抑制または防止するために適切な処置を行う権利を留保します。

## 12 通知

- 12.1 この参加規約に基づいて行うお客様への通知は、事前に登録された郵便、電子メール、ファクシミリを利用して送信します。
- 12.2 郵送による通知は、未送達のお知らせがない限り、当社からの送信後、10日の経過をもって、お客様のもとに正しく到達したものとみなします。
- 12.3 電子メール、ファクシミリにより送信された通知は、当社からの送信日にお客様に正しく届いたものとみなします。

## 13 準拠法及び管轄裁判所

この参加規約及び関連規則の準拠法は日本法とし、この参加規約及びお客様による本シリーズへの参加に関し何らかの紛争が生じた場合には、横浜地方裁判所を第1審の専属的管轄裁判所とします。